

横浜市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）  
収入額の申立書（申請者（父又は母）本人用）

○「横浜市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書」と一緒にご提出ください。  
○申請者の生活を経済的に支えている扶養義務者などの方がいる場合は、その方の前々年の年間収入額も勘案して支給を決定しますので、「収入額の申立書（扶養義務者等用）」も併せてご提出ください。  
○申請者が父母以外の方で、父母に代わって児童を養育している場合は、別紙「収入額の申立書（申請者（養育者）本人用）」を提出してください。

<b>申請者</b>		記入日	令和	年	月	日
フリガナ 氏名		性別	生年月日			
			昭和			
			平成			
現住所						
〒 横浜市 区						
電話番号			証書番号			
( )						

①申請者の前々年（令和2年1月～令和2年12月）の年間収入の内訳をご記入ください。

※年間の額をご記入ください。

	金額	円	注意事項
養育費【A】		円	※養育費を受け取っている場合にご記入ください。
給与収入【B】		円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※「手取額」ではなく、「総収入額」をご記入ください。 ※課税証明書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入【C】		円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金相当収入【D】 (a-b)		円	※「年金収入【a】－児童扶養手当相当額【b】」で計算した額をご記入ください。
年金収入【a】		円	※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族に対して支給されるものも含まれます。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
児童扶養手当相当額【b】		円	※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等を有する場合、児童扶養手当相当額早見表を確認いただき、該当する金額をご記入ください。

※上記以外の収入については記載不要です。

※児童扶養手当相当額早見表（年額）

令和2年12月31日時点での児童数	支給額（年額）	※参考（月額）
児童0人	0円	0円
児童1人	121,920円	10,160円
児童2人	183,000円	15,250円
児童3人	219,600円	18,300円
児童4人	256,200円	21,350円

※5人以上いる場合は、1人増えるごとに36,600円（年額）を加算してください。

※記入した収入を証明する書類が提出できない場合には、「収入（見込）額申立書別紙」を提出してください。

②前々年（令和2年1月～令和2年12月）の年間収入の合計額をご記入ください。

年間収入額 (A+B+C+D)		円	※太枠の収入額の合計額をご記入ください。
--------------------	--	---	----------------------

（次ページに続きます。）

③要件に該当するか確認してください。

(1)  
申請者が生計を同じくし養っている親族（児童含む）または養っている親族以外の児童（令和2年12月31日時点で扶養を行っている者）の氏名をご記入ください。

	フリガナ	該当する場合は◎または○	
	氏名	16歳以上23歳未満の親族 (◎)	70歳以上の親族、配偶者 (○)
1			
2			
3			
4			
5			

(2)  
(1)でご記入いただいた方の人数にチェックをしてください。

(1) の人数にチェックしてください。		基準額
<input checked="" type="checkbox"/>	人数	
<input type="checkbox"/>	0人	3,114,000円
<input type="checkbox"/>	1人	3,650,000円
<input type="checkbox"/>	2人	4,125,000円
<input type="checkbox"/>	3人	4,600,000円
<input type="checkbox"/>	4人	5,075,000円
<input type="checkbox"/>	5人	5,550,000円
<input type="checkbox"/>	人	円

(3)  
要件に該当するかの計算をおこなってください。

i	(2) で選択した基準額	円
ii	(1) の◎の数×150,000円	円
iii	(1) の○の数×100,000円	円
	収入基準額 (i + ii + iii)	円
		▽
	年間収入額 (表面の②)	円

※ 年間収入額が収入基準額を下回っていることを確認してください。  
収入で上回っていても、各種控除を差し引いた所得では下回っている場合もありますので、別紙「所得の申立書」による申し立てもご検討ください。

※横浜市使用欄（ここから下には記入しないでください）

連絡事項				
不足書類	<input type="checkbox"/> 給与明細や課税証明書など給与収入の証明書類 <input type="checkbox"/> 帳簿など事業収入または不動産収入の証明書類 <input type="checkbox"/> 年金決定通知など年金収入の証明書類	区:	担当:	